

## 非正規滞在者に対する人道的な在留特別許可を求める声明

齋藤健法務大臣は、2023年8月4日の記者会見で、非正規に滞在する日本生まれの子どもとその家族の在留特別許可を公表し、「一定の要件」を満たす非正規滞在者に一律に在留を許可するとしました。これは、日本で初めての一斉アムネ스티とも言えます。移住者の権利と尊厳の保障を求める立場から、このような対応を評価する一方で、「不法」入国・上陸や犯罪歴など親の事情によって、正規化から排除されてしまう子どもがいること、加えて、ほぼ同様の立場にありながら、すでに18歳以上であったり、幼少期に来日した子ども・若者とその家族が対象外となってしまうことは大きな問題です。

入管法第50条には、法務大臣の裁決の特例が規定されています。在留特別許可（個別アムネ스티）は、法務大臣の「裁量」とも言われていましたが、2006年10月に「在留特別許可に係るガイドライン」（以下「在特ガイドライン」）が策定公表され、2009年7月には改定入管法の成立に合わせて在特ガイドラインが改訂されました。

2023年6月、難民申請者をはじめとする「送還忌避者」の送還を促進する改定入管法が成立しましたが、その附帯決議では、「在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと」が「格段の配慮事項」として明記されました。

退去強制令書が発付されても帰れない「送還忌避者」のなかには、幼少期に来日し日本で生育した子ども・若者、日本人や正規滞在外国人と婚姻関係にある者、日本で暮らす子どもや配偶者を養育する者、家族の国籍が異なるため家族が共に暮らす場所は日本以外にない者など、今回の特例措置に該当しないものの、「帰れない事情」を抱え、日本での正規の在留を求めている外国人が多数います。

法務省は、第二次及び第三次出入国管理基本計画（2000年3月、2005年3月）において「我が国社会とつながり」のある非正規滞在者に対して、人道的な観点を中心に考慮し、適切に対応していくと述べています。私たちは、今あらためて、法務大臣に対して、基本計画で示された方針に則り、かつ附帯決議に基づき、**人道的な視点から、家族をもたない人も含め、この社会を「居場所」として暮らすすべての非正規滞在者に対し、在留特別許可を適用するよう強く求めます。**

2023年8月7日

NPO法人 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）